

**「介護予防元気度アップ事業」
に関するQ&A**

【令和3年4月1日版】

Q&A<参加型>

(1) ポイントはどのような時に押してもらえますか？

【回答】

対象となる活動については市が指定したものになります。①市が主催する介護予防事業、②高齢者クラブが主催する行事、③ふれあいいいききサロン、④地区コミュニティ協議会が主催する事業 ⑤自治会が主催する事業、⑥交通安全協会が主催する事業、⑦市が認めた介護予防に資する事業、に参加した場合ポイントが押印されます。

(2) 自治会で毎年、花見を開催しているのですが、ポイントの対象となりますか？

【回答】

自治会の住民に対して回覧、放送等で広く周知しているものであれば、対象となります。

(3) 地区コミュニティ協議会の行事としてウォーキング大会を行います。自治会ごとに参加者を募り、受付等をおこなっているのですが、ポイントはコミュニティ協議会、自治会どちらが押印するのでしょうか？

【回答】

主催者が地区コミュニティ協議会の為、地区コミュニティ協議会の押印となります。

(4) 有志グループで自治会の花壇の花植えや水やりの管理をしています。自治会の花壇であれば、ポイントの押印の対象となりますか？

【回答】

メンバーが固定しているグループの活動は対象になりません。実施日等について広く自治会住民に呼びかけ、誰でも活動に参加できるような状態であれば、ポイント押印の対象となります。

(5) 総会は自治会(地区コミュニティ協議会)主催の事業ですが、ポイントの対象となりますか？

【回答】

総会は自治会(地区コミュニティ協議会)の運営方針を決定する重要な会議であり、会員として参加する義務が生じていることから、ポイントの対象としておりません。

(6) はんや祭りに踊り連として参加します。ポイントの対象となりますか？

【回答】

はんや祭りは薩摩川内はんやまつり実行委員会が主催となって実施されている行事です。自治会や地区コミュニティ協議会が主催ではないため、対象外となります。

(7) リサイクル補助員(当番)は、自治会全世帯が年に一度は参加しており、自治会の行事なので、スタンプ対象となるのではないのでしょうか？

【回答】

自治会・コミ協議会が広く周知し、自発的に参加したものがポイント対象であるため、当番制で定められたものについては対象にはなりません。

(8) 市民運動会に地域の選手・応援として参加してもらいました。ポイントの押印はできるでしょうか？

【回答】

市民運動会は地区コミュニティ協議会・自治会の主催行事ではないので、地区コミュニティ協議会・自治会で押印はできません。

また、市民運動会は市の主催ですが、介護予防事業として実施していないので対象なりません。

(9) 市が主催した講演会に参加しました。ポイントの対象になるのではないのでしょうか？

【回答】

ポイント対象となるものは、継続的に介護予防事業として取り組んでいる事業等が対象となります。年1回開催等単発で行われているものや、介護予防事業として行われていないものについては、市の主催でも対象外となります。

(10) グラウンドゴルフ協会主催の大会に、自治会のチームとして出場しました。参加をしてくれた選手の人に自治会のスタンプを押印してもいいですか？

【回答】

グラウンドゴルフ大会の主催者は自治会ではないので、自治会のスタンプは押印できません。

(11) 自治会の清掃に2時間もかかり協力してもらいました。
スタンプを2つ押印してもいいですか？

【回答】

時間や内容に関係なく、1行事1スタンプでお願いいたします。

(12) 地域の文化祭に地区コミュニティ協議会(自治会)が共催団体として参加します。
参加をしてくれた人にポイントを押印してもいいですか？

【回答】

地区コミュニティ協議会(自治会)が文化祭の主催者ではないので、押印はできません。

(13) 演芸発表や出前講座などをお願いした人に、謝金の支払いとスタンプの押印、どちらもいいですか？

【回答】

舞台発表や講師等、謝金が支払われている場合、スタンプの対象とはなりません。
謝金の支払いがない場合は、スタンプの対象となります。

(14) 地区コミュニティ協議会や自治会が主催のイベントに出店してくれた人にスタンプを押すことはできますか？

【回答】

営利目的の活動等、収益が発生する場合、スタンプの対象とはなりません。

(15) サロンに65歳未満の方が参加しています。参加型カードを持っていないので、もう一つの高齢者支援カードにスタンプを押していいですか？

【回答】

65歳未満の方が参加されている場合は、スタンプの押印はできません。サロンでのスタンプの取り扱いは、以下のとおりです。

- ① 64歳未満の方が、サロンのお手伝いをした場合→高齢者支援型カードに押印
- ② 65歳以上の方が、サロンに参加された場合→参加型カードに押印
- ③ 65歳以上の方が、サロンのお手伝いをした場合→参加型カードに押印

(16)隣の自治会(地域)からサロンや地区コミュニティ協議会主催の行事に来ている人にスタンプを押していいですか?

【回答】

元気度アップ事業は地域貢献や社会参加を目的としています。対象事業として、「主催事業であること」「広報を行ったもの」など押印する事業内容の指定はありますが、参加者については特に制限を行っていません。他の地域の住民であっても、事業の主旨を理解し、介護予防に努められている方への押印は可能です。

(17)長年、薩摩川内市に居住していますが、住民票は他の市町村においてあります。カードの受け取りは出来ないのでしょうか。

【回答】

元気度アップ事業は、薩摩川内市の介護保険財政の一部を利用して実施しています。薩摩川内市の介護予防事業として実施しているため、薩摩川内市民の方へのみカード発行させていただきます。

(18)他の市町村へ引っ越し予定です。利用券への転換は翌年度から開始となっていますが、早めに転換してもらうことはできないのでしょうか?

また、早めの転換が無理な場合、翌年度手続きに来たら利用券と交換してもらえるのでしょうか?

【回答】

ポイント転換ができる期間はカードに記載されている期間のみとなります。また、ポイント転換時に市内に住民登録が無い場合(転出・死亡を含む)は転換できません。

(19)転換した利用券を孫にあげてもいいですか?

【回答】

この事業は、高齢者がいきいきと生きがいを持って生活できることを目的としています。特定の人に渡すことを楽しみにしたり、交流をもったりすることで生活の質の向上が図られることから、利用券を譲渡することは問題ありません。

(ただし、利用券を転売することはできません。)

(20) 年度途中で65歳の誕生日を迎えます。いつからカードの受け取りができますか？

【回答】

65歳になられたその日からカードを受け取ることが可能となります。スタンプについても、その日からの事業が押印対応可能です。

(21) いちき串木野市から路線バスに乗り、薩摩川内市内で降りる際に転換した利用券を使用しようとしたら、運転手より使えないと言われました。薩摩川内市以外の場所で乗車した場合は利用できないのでしょうか？

【回答】

薩摩川内市外で乗車しても、降車した場所が薩摩川内市であれば利用できます。また、逆の場合（薩摩川内市内で乗車し、市外で降車）も利用できます。

(22) カードを紛失してしまいました。再発行できますか？またこれまでのポイントはどうなりますか？

【回答】

紛失された場合、おひとり2枚まで受け取ることができます。紛失されたカードのポイントにつきましては無効となります。紛失したカードが後日発見されましたら、2枚まではポイントを合算させていただきます。（上限50ポイントまで）

Q&A<高齢者支援型>

(1)どのような活動が対象となりますか？

【回答】

①社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターから依頼があり、介護保険施設で行事等の手伝いや支援、レクリエーション等の支援、②40歳以上65歳未満の方がサロンのお手伝いをした場合が対象となります。

(2)施設でボランティアに参加したら、カードを出して下さいと言われました。

カードを持っていないのですが、どう手続きしたらいいのでしょうか？

【回答】

カードの発行は本庁高齢・介護福祉課または各支所で行っています。手続きにはご本人の申請が必要となり、実施できる支援の内容や実施できる時間帯等のヒアリングをさせていただきます。

尚、スタンプの押印はカードの発行日以降からとなります。さかのぼっての押印はできません。

(3)高齢者支援型のカードを作りたいのですが、代理で申請できますか？

【回答】

支援していただける内容や時間帯等をヒアリングさせていただきますので、必ずご本人申請が必要となります。

(4)67歳ですが、サロンのお手伝いをしました。高齢者支援型カードに押印してもいいですか？

【回答】

サロンの押印につきましては、次のとおりの取扱いとさせていただきますので、今回の場合は、参加型カードへ押印してください。

- ①64歳未満の方が、サロンのお手伝いをした場合→高齢者支援型カードに押印
- ②65歳以上の方が、サロンに参加された場合→参加型カードに押印
- ③65歳以上の方が、サロンのお手伝いをした場合→参加型カードに押印

(5) 同じ支援を実施して、ポイントを押してもらえる施設と押してもらえない施設があるのはなぜですか？

【回答】

対象施設は介護保険対象施設となっています。有料老人ホーム等は介護保険対象施設ではないため、対象外となります。

(6) カードを持ってくるのを忘れてしまいましたが、依頼された支援活動をしてもいいのでしょうか？

【回答】

元気度アップ事業は活動を通じて自分の元気度アップや介護予防をすすめていくことを目的としているため、カードの有無により活動を制限するものではありません。

(7) この前、カードを忘れて押してもらえなかったスタンプを、後日押してもらえますか？

【回答】

日付をさかのぼっての押印はできません。また、カード発行日以前の日付の押印も無効となります。

(8) カードを失くしてしまいました。今までのポイントはどうなりますか？

【回答】

紛失したカードについては再発行できますが、それまで貯めていたポイントについては押印数が把握出来ないため、再押印はできません。

ただし、年度内に紛失したカードが見つかった場合は、日付の前後等が無い場合は、新しいカードとポイントを合算して転換可能です。ただし、上限は50ポイントまでとなります。

(9) 近所の方のゴミ出しをいつもやっていますが、どこでポイントをもらえますか？

【回答】

高齢者支援型は、高齢者等が生活の困りごとについて社会福祉協議会のボランティアセンターに依頼し、社会福祉協議会のボランティアセンターから派遣の依頼があったものについて、押印対象としています。個人間で取り決められた支援については対象外となります。

(10) 活動後、いつもと違うスタンプを押されましたが有効でしょうか？また、スタンプは何種類もあるのですか？

【回答】

高齢者支援型のスタンプは指定された1種類(○の形で、中に高支型と記載したスタンプ)となります。個人名の印鑑や事業所印など、指定のスタンプ以外は無効となります。ただし、スタンプのインクの色指定はありません。

(11) 地区コミの行事で会場の設営等おこないました。高齢者も数多く参加する行事ですが、高齢者支援型のポイントの対象になりますか？

【回答】

高齢者支援型は、高齢者の生活支援に対するものを対象としていますので、行事の準備等については、参加される方に関わらず対象になりません。

(12) 健やか支援アドバイザーが担当地域の高齢者を対象に見守りをおこなっています。ポイントの対象になりますか？

【回答】

健やか支援アドバイザーが行う見守り活動は、その職務の一環であり、年間活動報酬が支払われることとなっていますので対象にはなりません。

ただし、所属自治会以外の高齢者に対し、社会福祉協議会のボランティアセンターより依頼があり、見守りや話し相手として支援された場合はポイント対象となります。

同様に、自治会長や民生委員もその職務として活動した場合は対象外となります。

(13) 青色防犯パトロールの活動は高齢者支援型のポイント対象となりますか？対象とならない場合、参加型の事業として押印してもよいのでしょうか？

【回答】

青色防犯パトロールの活動は、薩摩川内市青色灯自主防犯事業として実施されており、またその活動資金についても補助金が拠出されているため、対象になりません。

また、参加型については①主催事業であること、②放送、回覧等を通じ、広く市民に参加を呼びかけた事業が対象となっています。青色防犯パトロール(青パト)の活動は所定の研修を受けた者でなければ青色灯を用いた防犯パトロールが実施できないため、②に該当せず、押印することはできません。